令和８年（再イ）第３１号
岡山県倉敷市北畝３丁目２番27号　ニューシティエクシードＣ101
再生債務者　名越　利明
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月28日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月28日まで
令和８年９月７日　岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第２４号
長崎県長崎市新戸町１丁目31番17号　203
再生債務者　鮫島　広憲
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月28日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月28日まで
令和８年９月７日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１４２号
福岡県福津市中央２丁目16番10―701号
再生債務者　吉居　卓哉
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月29日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月29日まで
令和８年９月３日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１６４号
福岡市早良区南庄６丁目９番５―302号　アンソール室見
再生債務者　福永　美穂
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月29日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月29日まで
令和８年９月３日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第９７号
熊本県菊池郡大津町吹田1223―１（住民票上の住所）福島県いわき市泉ケ丘一丁目14番地の４
再生債務者　島貫　賢一
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月30日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月30日まで
令和８年９月１日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第９号
新潟市江南区いぶき野２丁目６番14号
再生債務者　川崎　　隆
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月５日まで
令和８年９月７日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第６３号
広島市中区吉島新町１丁目24番10―102号
再生債務者　藤本　恵美
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年10月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年10月５日まで
令和８年９月７日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第１６５号
福岡県太宰府市向佐野１丁目２番35号
再生債務者　古閑　健太
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
令和８年９月４日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２１号
香川県高松市林町1352番地１　パルガーデン中央インターⅡ　103号室　（住民票上の住所）岡山県倉敷市帯高177番地９
再生債務者　三宅紗也果
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年９月７日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第７号
神戸市灘区城内通３丁目２番21号　201
再生債務者　竹内　　俊
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月８日から令和８年10月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再ロ）第３号
茨城県土浦市藤沢1177番地５
再生債務者　岩瀬　和美
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月16日から令和８年11月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再ロ）第３号
福島県喜多方市字町田8269番地２　ＬＳＳビルディング405号室
再生債務者　菅家　綾香
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月５日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月19日から令和８年11月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第２号
大分市大字古国府85番地の２
再生債務者　工藤哲一郎
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年９月28日まで
令和８年９月７日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再ロ）第３号
福岡県朝倉市頓田289番地２　マノワール吉松Ａ101
再生債務者　古賀　潤也
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年９月29日まで
令和８年９月３日
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第６号
広島市中区舟入南４丁目15番16―701号
再生債務者　米本　達哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月７日
広島地方裁判所民事第４部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。